

2025年度(令和7年度)

中央ポンプ場外下水道汚泥処理業務委託

実施設計書

福山市東川口町一丁目外

業

1. 沈砂等処理 ～ 一式
年間見込み処理量 615トン

務

概

要

仕様書

- 1 業務名称
中央ポンプ場外下水道汚泥処理業務委託
- 2 業務場所
受注者の処分場
- 3 業務内容
本業務は、中央ポンプ場、中央雨水滞水池、新浜ポンプ場、松永浄化センター及び各汚水中継ポンプ場等から発生する汚泥（沈砂・しさ等の産業廃棄物）を焼却（中間処理）する業務である。
沈砂は、強力吸引車、し渣は2 t ダンプでゴミ袋、土嚢袋及び、直積みで搬入する。
- 4 業務期間
この業務期間は、2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8）3月31日までとする。
- 5 提出書類
 - (1) 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - (2) 焼却後に発生する燃え殻の最終処分先との契約書の写し
 - (3) 産業廃棄物管理票
 - (4) 業務報告書
 - (5) その他、発注者が業務実施にあたり必要と認めるもの。
- 6 業務の実施
 - (1) 業務実施にあたっては、業務の重要性をよく理解し、汚泥を受注者の処理施設で焼却するものとし、燃え殻は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。）に則った最終処分場へ搬出・処分すること。
 - (2) 業務期間内は、業務に必要な人員・機材等を確保し、業務の円滑な履行に努めること。
 - (3) 搬出は、原則として土、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日に行うものとするが、発注者の都合により変更することがある。
 - (4) 受注者は廃棄物の処理・処分等の具体的方法について、あらかじめ承諾を得なければならない。
 - (5) 業務の実施にあたり、搬出の日時を発注者から受注者に連絡する。
 - (6) 本仕様書は、仕様の大要を示すものであるから、記載のない事項であっても自然付帯するものは全て契約金額の範囲内で履行するものとする。
 - (7) 受注者は、関係法令規則等を遵守して、廃棄物を適正に処分しなければならない。また、適正処理確認のため委託期間中、数回の現地（施設等）調査を実施する。
 - (8) 下水道汚泥処理数量は、施設状況等により変動することがある。
 - (9) 電子マニフェストを原則使用すること。これにより難しい場合は、協議の上決定するものとする。
- 7 疑義の解釈
仕様書及び特記仕様書に特に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する事項に疑義が生じたときは、関係法令規則等に従い、その都度双方が誠意をもって協議しこれを定めるものとする。
- 8 安全管理
業務実施にあたっては、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法、関係法令等を遵守し作業員の安全を図ること。
- 9 損害の賠償
受注者の責めにより生じた損害については、受注者がその損害を賠償するものとする。

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、月毎の処分量を産業廃棄物管理票等で確認後、受注者の請求により支払うものとする。

[受注者の資格、能力に係る項目]

10 受注者の産業廃棄物処分業の許可の事業の範囲（処分方法 [取扱う産業廃棄物の種類]

中間処理（焼却 [汚泥]

（産業廃棄物管理票）

第4条 発注者は、受注者に産業廃棄物の処分を委託するときは、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を必ず交付するものとする。

（業務完了報告）

第5条 受注者は、本業務が完了したときは、遅滞なくそのことを発注者に報告するものとする。ただし、受注者は、産業廃棄物管理票を発注者に送付することにより、業務完了報告に代えることができるものとする。

（業務の一時停止）

第6条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたとき、または生じる恐れがあるときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

（処理料金）

第7条 受注者は、本業務が終了したときは、第3条に記載の契約料金に基づき、処理料金を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、産業廃棄物管理票で処理を確認後、発注者の定める支払い方法に基づき、受注者の請求する収集運搬及び処分に係る処理料金を受注者に支払うものとする。

（情報の提供）

第8条 発注者は、委託する産業廃棄物を適正に処理するため、その産業廃棄物についての必要な情報を、受注者に示すものとする。

2 受注者は、本契約に係る産業廃棄物の収集運搬及び処分の許可を受けた都道府県知事等から行政指導を受けた場合は、当該指導を受けた年月日及び内容を書面により、遅滞なく発注者に通知するものとする。

（契約の解除）

第9条 発注者又は受注者は、本契約の各条項のいずれか又は廃棄物処理法及び関係法令の規定に違反したときは、本契約を解除することができるものとする。

2 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。

3 発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、

受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、受注者に対して、発注者が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。